

大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

大磯町営住宅管理条例（平成10年大磯町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第6条第3項第8号中「保護」の次に「等」を加える。

第14条第1項ただし書中「場合」の次に「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が省令第8条に規定する者であって、収入を申告すること及び第39条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入をもって申告したものとみなす。

第15条第2項中「公営住宅法施行規則第8条」を「省令第7条」に改める。

第36条及び第37条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第14条第1項及び第15条第1項の規定は、平成31年度以降の年度の町営住宅の毎月の家賃について適用する。

平成30年5月31日提出

大磯町長 中 崎 久 雄